

会長声明

2025年3月31日

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に対して

2025年3月28日付けで、金融担当大臣から全上場企業に対して「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出されました。同要請では、「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい」との考えが示された上で、「有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩」として、「今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出すること」の検討を求めています。

当協会は、今回の要請が、「望ましい」有価証券報告書の総会前開示への「第一歩」の取組みであると認識しています。同要請の趣旨を踏まえ、上場会社等監査事務所は、十分な監査期間が確保されることを前提に、上場企業の検討に協力するよう期待します。

また、今後、サステナビリティ情報の開示が拡充する環境の下、有価証券報告書の作成・開示負担の軽減、監査・保証品質の更なる確保、株主・投資家による十分な検討期間の確保という3点を達成するためには、株主総会の後倒しと開示書類の一体化・一本化^{*1}を行っていくことが必要と考えます。

当協会は、メンバーとして参加している金融庁に設置された「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」において、課題の検討や対応策の実施に協力していくとともに、会員向けに論点の周知や実務で必要な資料等の公表を行っていく所存であります。

以 上

* 1 有価証券報告書提出会社については事業報告及び計算書類の提出を不要とすることを開示書類の一本化という（金融庁有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会 2025年3月18日資料ページ40参照）